

答 申 書
(答申第23号)
平成18年7月3日

1 審査会の結論

異議申立人に係る精神保健家庭訪問記録票及び相談記録票を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、異議申立人に係る精神保健家庭訪問記録票及び相談記録票(以下「本件相談記録票」という。)に記載されているものである。

本件相談記録票には、相談者及び異議申立人である相談対象者の氏名、住所等のほか、相談目的、相談内容、支援内容、相談後の処理、経過、現症、医療状況、家族状況などが詳細に記載されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件個人情報に北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。)第16条第1項第8号に規定する非開示情報(以下「8号情報」という。)及び同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)が記録されているとして非開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、「異議申立人に係る記録票及び相談記録票を開示する。」処分に変更することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 8号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、保健所における相談記録票等は、相談者の評価等を伴う情報も含まれており、開示をすることにより相談指導の適正執行に著しく支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。また、異議申立人に係る当該相談は、地域保健法(昭和22年法律第101号)第6条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第47条に基づく保健所事務であり適正に行っているものと主張する。

ウ 当審査会としては、通常こうした相談は、相談内容を相談対象者を含む第三者に知られないことを前提に行われるものであって、とりわけ本件のような精神医療に関するものについては、これが開示されると、相談者の異議申立人に対する評価が明らかになり、両者間に紛争が生ずることなどが容易に推測されることから、実施機関が主張するように、相談指導の適正執行に著しく支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、この情報を開示することにより、当該相談者のみならず、今後の精神医療に関する相談指導の適正執行に著しい支障が生ずるおそれがあることも否定でき

ない。

したがって、当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められることから、8号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は、本件相談記録票には2号情報が記録されているとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、実施機関の異議申立人への対応について種々主張するが、本件処分に関連しない主張であるため、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年3月8日	○ 諮問書の受理（諮問番号25） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報非開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象個人情報の写し）の提出
平成18年3月9日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成18年4月13日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年5月19日 （第一部会）	○ 審議
平成18年6月15日 （第一部会）	○ 審議
平成18年6月30日 （第12回審査会）	○ 答申案審議
平成18年7月3日	○ 答申